

法務研究財団第13号

2007年9月3日

早稲田大学大学院法務研究科

研究科長 鎌田 薫 殿

(財)日弁連法務研究財団

理事長 新堂 幸司

評価報告書に対する異議申立書への回答について

貴研究科から2007年4月25日付でなされた評価報告書に対する異議申立てについて、別紙のとおり回答いたします。

2007年7月24日

早稲田大学大学院法務研究科
研究科長 鎌田 薫 殿

(財)日弁連法務研究財団
理事長 新堂 幸司

異議申立てに対する回答書

(財)日弁連法務研究財団(以下「当財団」という)が2007年3月26日に決定した早稲田大学大学院法務研究科に対する評価報告書(以下「評価報告書」という)に対して、同研究科(以下「申立校」という)から2007年4月25日付でなされた異議申立て(以下「本件異議申立て」という)に対する、当財団の回答は下記のとおりです。

なお、本回答書は、当財団の異議審査委員会による審査(2007年6月7日)の結果を踏まえ、認証評価評議会により決定(2007年7月24日)したものです。

記

結論

本件異議申立ての対象となった点について、いずれも評価報告書を修正すべき理由はないと判断する。

理由

1. 異議申立ての審査にあたっての基本的な考え方

評価報告書に対して評価対象校から異議申立てがあった場合、当財団としては、謙虚にこれを受け止め、評価報告書の修正の要否を判断するべきである。しかし同時に、いったん最終結論として公表した評価報告書を重要な誤りがないにもかかわらず軽々に変更することは、評価報告書への信頼を損なう結果となる。そこで、異議申立てに応じて評価報告書を修正するのは相当に重大な場合に限られるべきである。例えば、基準適合・不適合の最終結論もしくは分野別評価の結論、又は個別の評価項目についての評価の結論を見直すべきことが判明した場合や、評価理由として、重要な点で事実と反する記述があるか、または明らかに適切を欠く判断が述べられていることが判明した場合などである。

本件異議申立てについても、このような観点から、評価報告書の修正の要否につ

いて審議した。

2 . 本件異議申立ての対象

本件異議申立ては、評価報告書中の2点を対象とする。第1は評価基準9 - 1 - 3に関する点であり、第2は評価基準9 - 2 - 3に関する点である。以下、それぞれについて順に判断理由を述べる。

3 . 評価基準9 - 1 - 3に関する点

この基準は、成績評価に対する異議申立手続が整っているかどうかを評価するものである。この基準について、評価報告書はCの評価をしている。この評価に対する申立校の異議理由の要点は、評価報告書が、学生から教務主任への異議申立件数の少ないことを異議申立ての仕組みが十分に機能していないことの表れとみて、それを理由にこの基準についてCという評価をしているのは不当であるということである。すなわち、学生が担当教員から成績評価について説明を受けて納得した結果、教務主任への異議申立てをせずに終わることはむしろ望ましい結果であり、第三者たる教務主任への異議申立件数が少ないことをもって消極的な評価をするのは当たらない、というのである。

この点について、評価報告書は次のように記述している。「当該法科大学院は、教務担当教務主任が関与するに至った異議申立てが、これまで数件あったことについて成績評価に関する『面談の慣行』が活用されていることの証左とし、かつ、成績評価に関する不満は本来担当教員と学生との対話・交流により解決されるべきであって、教務担当教務主任が関与した異議申立てが数件にとどまっているのは、健全な事態であると自己評価している。しかしながら、当該法科大学院のように多くの学生を擁しているのに、この件数にとどまっているのは、成績評価に対する異議申立制度が確立していないことや、異議申立ての相手方を第三者ではなく担当教員としていることが原因であるとも考え得る。」(91頁)

申立校が主張するとおり、成績評価に関して学生から教務主任への異議申立ての実例が少ないこと自体は、否定的な評価の理由とするべきではない。それ以前の段階で学生に対する十分な説明が行われている結果として異議申立てが少ないのであれば、それは健全な状態と評価することができるからである。

しかし、評価報告書の論理を全体として見れば、異議申立件数が少ないこと自体を評価を下げるべき理由としたという理解は当たらない。

評価報告書は、申立校において、慣行としての異議申立制度があることを認めつつ、それでは不十分であると評価している。その不十分である理由は、次の2つである。 答案の返却、採点基準の説明など、異議申立ての前提となる制度が、規則で明示されておらず、現実にも必ずしも十分に行われていない。 慣行としての異

議申立手続も規則化されておらず、学生への周知も不十分である。申立校の異議申立書も、これらの指摘に対しては、争っていない。そうすると、ここでの問題は、慣行として存在する異議申立制度の利用の実例が少ないことをもって、上記、の事情が、現実には悪い効果を及ぼしていないと考えて、この基準に関してB（よく実施できている）以上の評価をするべきかどうかにある。

そこで、教務主任への異議申立ての実例が少ないという現状の解釈が問題となる。申立校は、これを学生と担当教員との話し合いの結果、学生が納得していることの表れであり、むしろ教育効果の面から望ましい状態であるとする。これに対して、評価報告書は、教務主任への申立ての実例が少ない原因については、多様な解釈があり得るので、現状が望ましい状態にあると断定はできないという立場を示している。

そして、上記、の問題がある現状の下では、教務主任への異議申立件数が少ないことが、学生が十分な情報のもとに成績評価に納得している結果であると断定することは安易にすぎる。評価報告書の記述はこれを指摘する趣旨と理解することができる。

そうすると、評価報告書は、教務主任への異議申立件数が少ないことをもって、評価を下げるべき要因としたとはいえない。この基準についてのC評価の理由は、上記、の点にあり、異議申立ての実例が少ないことをもって、これらの問題点に全く実害がないと認定することはできないというのが、評価報告書の論理である。異議申立書は、学生から科目担当教員以外の第三者に対する異議申立てが多い状態の方が望ましいという立場から認証評価が行われることを懸念している。しかし、評価報告書は、そのような立場に立つものではない。

以上のとおり、基準9 - 1 - 3の適用についての申立校の主張は、評価報告書の論理とかみ合っておらず、評価報告書を修正する必要はない。

なお、同基準に関する評価については、評価報告書原案に対する申立校の意見申述（2007年3月12日付）においても、今回の異議申立てとほぼ同趣旨の不服が述べられていた。そのような経緯を考えると、評価報告書において、評価の論理的な過程をより明確に示すことによって、申立校との間の理解の齟齬を防ぐ工夫の余地はあったと考えられる。

4．評価基準9 - 2 - 3に関する点

この基準は、修了認定に対する異議申立制度を整備しているかどうかを評価するものである。この基準について、評価報告書はCの評価をしている。この基準に関する異議理由の要点は、申立校においては、必要単位の修得のみを基準として修了を判定するので、修了認定について独自の異議申立制度を設ける必要はなく、この基準を申立校に適用すること自体が適切ではないというのである。

たしかに、修了試験合格のような修了のための独自の要件を要求せず、必要単位

の修得のみで修了を認める制度をとる法科大学院においては、修了判定に対する固有の異議申立制度を設ける意味は大きくない、という考え方はあり得る。

しかし、当財団の評価基準は、すべての基準をすべての法科大学院に当てはめるという前提で構成されており、法科大学院の個別事情に合わせて、適用する基準を取捨選択するという構成にはなっていない。そうすると、ある基準が対象校にはどうしても適用不可能であるといった特殊な事例が生じない限り、すべての法科大学院に同じ基準を適用するのが原則であると考えなければならない。そして、必要単位の修得のみで修了を判定する制度の下でも、修得単位数の違算、記録漏れ、履修課程の解釈の誤りなどによる誤判定が絶無とはいえない。また、客観的には判定に誤りがなくても、修了を認められなかった者が誤解して不服をもつことはあり得る。修了判定は法科大学院生にとってもっとも重大な利益に関する決定であるから、それに不服をもつ者が大学に説明を求める機会を保障することには意味がある。それは、法科大学院への社会の信頼をも高めるであろう。そうすると、修得単位のみによって修了を判定する制度の下でも、修了判定について固有の異議申立制度を設けることに一定の意味は認められる。したがって、基準 9 - 2 - 3 が申立校にはどうしても適用できないという特殊な事情はない。

当財団による認証評価は、現在まで一貫してこのような方針、すなわち修得単位のみで修了を判定する法科大学院にも、基準 9 - 2 - 3 を適用して評価するという方針で行われている。現在の評価基準を前提とする限り、この方針が、誤りであるとはいえない。そうすると、申立校にこの基準を当てはめたことは、妥当である。

ただし、この基準の適用においては、必ずしも異議申立てという名前を持つ制度が規則に定められていなくても、実質上それに相当する制度があれば足りる。そして、申立校に修了判定自体に対する異議申立制度が存在しないことについて、争いはない。また、修了判定自体について、実質上、異議申立制度に相当する仕組みがあると認定すべき根拠もない。

しかし、修得単位のみを基準に修了を判定する制度の下では、修了判定の固有の誤りが生じたとしても、その多くは単純な過誤である。また、履修課程上の修了要件の解釈について疑義が生じた場合には、直ちに法科大学院教授会などの然るべき場において、対応策が決定されるであろう。異議申立てに対する審査の過程で申立校代表者が口頭で述べた内容からも、申立校がこれらの問題に迅速、適切に対応するであろうことは推測できる。また、申立校においては、学生による履修科目登録の際に履修課程との適合性を確認することによって、修了判定の際に疑義の発生する事例を減らす仕組みが運用されていることも認められる。このような理由から、この基準についての評価を C とする結論自体は維持することができる。

さらに、申立校に対する第 9 分野の全体の評価は B となっていることにも注意すべきである。この分野中各基準についての評価は、9 - 1 - 1 「A」、9 - 1 - 2 「適合」、9 - 1 - 3 「C」、9 - 2 - 1 「A」、9 - 2 - 2 「適合」、9 - 2 - 3 「C」となっている。そして、9 - 1 - 3 に関する C の評価が維持されるべきこと

は、上記2．に述べたとおりである。そうすると、仮に9 - 2 - 3の基準を適用しないで、他の基準のみで判定したとしても、分野別評価がAとなる可能性は低い。申立校のように修得単位のみで修了判定をする制度を採る対象校については、同基準についての評価が低めであっても、分野別評価以上の段階ではこれを重視しないという考え方はあり得る。そして評価報告書も、分野別評価において、この基準でのC評価をとくに重視しているわけではない。したがって、この基準を適用したことが、申立校に対して実質的な不利益を与えているとはいえない。

もっとも、評価報告書のこの基準についての判断は、論理的に一貫していない嫌いがある。なぜなら、評価報告書は、この基準についての評価に当たって、実質的な修了要件となる単位修得すなわち科目毎の成績評価について、異議申立制度に当たる慣行が一応行われていることを理由にCの評価をしているからである。評価報告書がこのような判断をしたのは、単位修得のみを要件に修了を判定する法科大学院に対して基準9 - 2 - 3を形式的に当てはめた結果、必要以上に低い評価結果となることを避けようとしたためである。

しかし、単位修得のみを修了要件とする法科大学院にも本基準を当てはめることは、上述のような、修了判定についての固有の誤りないし不服に対処する仕組みが必要であるという価値判断を意味している。そうであれば、この基準を当てはめながら、個別科目の成績評価についての異議申立ての仕組みが機能していることをもってこの基準に関する評価理由とすることは、矛盾に陥る。その種の総合的な考慮は、分野別評価以上の評価段階で取り込むのにふさわしい性質のものである。評価報告書が、このような理由をもって本基準について、C（実施できている）の評価をしたことは、いささか疑問である。

結局、基準9 - 2 - 3に関する評価報告書の示す評価理由の整合性については疑問の余地があるものの、その結論は妥当であって、評価報告書を修正しなければならないほどの、明白な誤りとは認められない。

5．付言

上に述べたとおり、本件異議申立てに基づいて評価報告書の修正を必要とする理由は見出せない。しかし、評価報告書の理由の表現については、なお改善の余地があったと考えられ、この点は、今後の評価実施に当たって考慮する。

また、将来、評価基準を見直す際、基準9 - 2 - 3については、すべての法科大学院に一律に当てはめる必要があるかどうかを検討課題とする。